

国土交通省 水管理・国土保全局長  
林 正道 様

## 河川協力団体制度の改善に関わる要望書

令和8(2026)年3月10日  
河川協力団体全国協議会  
代表 山道 省三

河川協力団体は、平成25年(2013年)の制度創設以降、今日では298団体に及びます(国指定団体290団体、県指定団体8団体、令和7年3月31日現在)。募集は現在も続いている、その数はやや鈍化しているものの増加を続けています。河川管理(河川環境管理を含む)に積極的に参加しようとする団体が増えていることは、歓迎すべきことです。

これまでの制度運用として、河川協力団体と河川管理者の間で、パートナーシップによる協働事業や活動が十分に実施されていない状況にあります。そうした状況を踏まえ、河川協力団体全国協議会の有志とともに、令和7年5月20日に、中野洋昌国土交通大臣に「流域総合水管理に向けた市民連携の強化に係る要望書」を提出いたしました。その要望書の内容は、以下のとおりです。

- 要望1. 流域総合水管理構想の展開を見据え、河川協力団体や水防協力団体と連携して流域を俯瞰する新たな連携体制を構築すること
- 要望2. 河川協力団体制度については、流域総合水管理構想の展開に資するように現行制度の強化を図ること
- 要望3. 河川流域における市民連携を強化していくための財源等を確保すること
- 要望4. 流域総合水管理構想の展開を機に、現場を所管する河川管理者や市民団体等に対して、河川整備等における市民連携の経緯、意義などを含め現行制度の周知徹底を図ること

この要望書の提出後、担当部局との意見交換を重ねているところですが、対応策などについて未だ明確に提示されていません。河川協力団体制度の理念は、市民団体と河川管理者が双方の能力、実績等を評価し、役割を分担し、公平な立場で協働し河川管理に当たることと理解します。河川協力団体が河川管理者と協働し、河川管理に当たるとすれば、その情報量、管理手法、技術に対し、一定水準以上の能力を備えなければなりません。これは河川管理者にしても同様です。

平成の河川法改正以前の「治水」、「利水」を目的とした河川管理は、川と

人間、及び生活との関係でルールが成立していましたが、川の生物相の保全を目的に加えたのであれば、これまでの管理の概念では通用しなくなるとともに、保全対策や技術も新たに開発される必要があります。

川の自然環境は、常に渇水、洪水といった攪乱により変動します。この変動を予測し、生物相の保全、育成に資するには、多くの自然科学の原点である継続的な観察に頼る以外にはありません。その持続的、日常的な観察を成しえるのは、川とともに生活する地域住民であり、自然観察や環境改善、維持活動を行う市民団体です。こうした能力が対等なパートナーシップによる河川管理を実現する大きな条件と考えます。河川協力団体の指定に当たっては、こうした能力の見極めが求められます。現在、300 団体あまりの団体が指定されていますが、それぞれ多様な活動を行っているものの、その情報量や能力にあっては、大きな差異があることは否めません。また、観察から得られた情報や管理ノウハウが、「利水」「治水」「環境」を両立させる管理に直接結びつくことは明らかであり、パートナーとして有力な存在と考えます。

全国の河川の水質汚濁や洪水に関する対策は、昭和 40 年代(1970 年代)に法整備が行われていますが、河川環境の整備と保全は、30 年前の法律から始まります。その対策、整備技術はまだ途上にあり、現在進められている河川整備計画の変更(見直し)では、とくに自然環境の保全、整備案が、この 30 年余りで積み重ねられてきた対策に逆行するように受けとめられる内容も散見されます。これらの多くは、現場感覚から乖離していくことに起因していると推察します。こうした齟齬を修復、修正する装置として、河川協力団体は存在すると考えます。そのためには現場の実情にそぐわない制度上の課題を見直し、河川協力団体創設の主旨にかなう協働がなされるように要望します。

## 記

要望1. 河川管理者と河川協力団体間のコミュニケーションの促進及び相互信頼の醸成を要望します。

要望2. パートナーシップ型(協働型)河川協力団体事業を創設し、予算を伴う事業の継続性や運営の安定を図る財政措置を要望します。

要望3. 河川協力団体指定準則の一部について、別紙のとおり変更していただきたい。

要望1. 河川管理者と河川協力団体間のコミュニケーションの促進及び相互信頼の醸成を要望します。

河川協力団体制度における活動理念は、お互いの役割、能力を理解し、信頼のもと河川管理を協働で行うことにあります。制度創設当初は、各整備局主宰による懇談会、意見交換が年1回程度行われてきました。しかし、コロナ禍による会合等の自粛によって、以降、会合等の開催が減少しています。河川管理者の異動等により、情報や事業への引継ぎが充分になされず、コミュニケーションが不足することは、信頼関係にもとづく制度の理解、運用推進における大きな課題と考えます。

このような状況を打開する要件は、意見交換の場、仕組みを設定し、重ねて議論することにあると考え、以下のとおり要望します。

- ①各整備局単位や全国規模で議論を促進するために、各整備局は年に原則2回程度、全国規模では年1回程度の議論の場、しくみを常設することを要望します。なお、一部の整備局においては実施されており、運営等に関わるノウハウを参考にして全国展開することは可能です。
- ②河川管理者及び河川協力団体の双方とも、それぞれ河川管理に関する情報収集や制度に関する学習を行い、認識を高めるよう努力することが必要です。

要望2. パートナーシップ型(協働型)河川協力団体事業を創設し、予算を伴う事業の継続性や運営の安定を図る財政措置を要望します。

現在まで指定を受けた河川協力団体には、学識経験者や元河川管理者、市民研究者等、河川管理のキャリアを持つ人材が多く参加しています。彼らの持つ情報やノウハウは、多様で多岐にわたり、十分に有識者やコンサルタントとしての力量を持つものです。加えて、住民としての視点、川と住民の関係、文化等特性を知る立場からの提案は、より具体的であり、今後の河川管理のあり方を示すことが多いものと考えます。

指定条件として要請される活動現場の明示、長期活動計画の提示等も必要な要件にはなりますが、河川情報の収集力、蓄積力、広域行動力、多様な管理への展開力、また課題解決への意志といった能力を評価することが、協働の成果を高めると考えます。

こうした人材とパートナーを組むに当たっては、そのキャリアや知見に対する評価とともに、対価として報酬を支払うことが、パートナーとしての義務と考え、以下のように要望します。

- ①河川管理、特に河川環境管理は、試行を含め持続的、長期的な対策が必要です。この持続性を担保するのは、そこに住み、絶えず川のモニターを続けてきた河川協力団体の役割と考えます。しかしながら、数十年来、活動を支えてきた先駆者の高齢化や世代交代が大きな課題となっています。今後、パートナーシップを維持、高度化し、精度の高い河川管理をめざすには、専門教育を受けた意欲ある若い世代が、経験を積み、経済的な自立をとまなう専従という立場で参入できる環境が必要です。現状のボランティアな助成事業や河川法第99条による受託事業では、事業の持続性において限界があります。河川法に規定されたこの制度は国家事業であり、法の理念に沿う必要な協働型事業を「(仮)河川協力団体事業」として位置づけ、適正な予算措置を求めます。
- ②「(仮)河川協力団体事業」の推進にあたっては、団体の活動実績をもとに、能力、情報量、体力等を精査し、河川管理の規模、内容に対応できる団体との協働が望ましいと考えます。そのうえで、団体の能力等に相応した報酬規程を定めることを要望します。
- ③業務の実施に当たっては、コンサルタント、工事業者等と共同で入札を行う方法や、入札条件として河川協力団体と学識者と協働で事業に当たることを特記事項とすることも考えられます。発注者としてパートナーシップを維持するための発注方法を工夫することを要望します。

要望3. 河川協力団体指定準則の一部について、別紙のとおり変更していただきたい。

## 別 紙

### 河川協力団体指定準則の一部変更について

現行の河川協力団体指定準則について、変更していただきたい事項等は以下の通りです。

#### ①準則第4の三

「指定後数年間の活動実施計画書」⇒「指定後数年間の活動実施予定書」

【理由】現行の計画期間の「5年間」の記載は現実的には難しい。活動助成事業などを想定した場合、多くが単年度での採択であるため「活動実施予定書」として捉えた表現に変更していただきたい。

#### ②準則第5

（確認及び審査）⇒（確認及び審査）、「審査」⇒「確認」

【理由】あえて「審査」との表現を使用しなくても不都合は生じないかと思えます。パートナーシップの精神に基づく「紳士協定」として捉えれば、記載内容の確認との表現に留めていただきたい。

#### ③準則第6

（審査基準）⇒（確認基準）

【理由】前掲のとおり

#### 準則第6の一

「…河川協力団体として活動を行う河川の区間において…」⇒「…河川協力団体として活動を行う河川の区間において…」

【理由】河川法第58条の九において区間の指定についての言及は無く、かつ、「指定した河川管理者（現行では各地方整備局長が指定者）が管理する河川」とあることから、当該河川管理者の所管する河川の全川及び複数河川での活動を排除していません。このことは、流域ネットワーク団体等も河川協力団体に指定できることを意味しています。占有、改変行為等の許可等に関わる活動については区間明記するなど、記載方法等を工夫することで対応できると考えます。

#### 準則第6の3の一

「…活動実施計画の実効性…」⇒「…活動実施予定書の妥当性…」

【理由】活動助成事業などを想定した場合、多くが単年度での採択であるため「活動予定」として捉え、その妥当性について確認することで対応できると考えます。

### 準則第 6 の 3 の二

「河川管理に対する貢献が認められること」⇒「河川管理に対する~~貢献実績~~が認められること」

「貢献度」⇒「~~貢献実績~~度」

【理由】従前からの市民団体等との連携に関わる「パートナーシップ」や「協働」の考え方にに基づき、より適切な用語に訂正すべきであると考えます。

### ④準則第 7 の 2

「…活動を行う河川の区間を明記した…」⇒「…活動を行う河川~~の区間~~を明記した…」

【理由】※前掲(準則第 6 の一)のとおり。

### ⑤準則第 9

(活動実施計画)⇒(活動実施~~予定~~)

「…活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を…」⇒「…活動実施~~予定~~書の~~予定~~期間の終了前に、当該~~予定~~期間の終了後の次の~~予定~~期間の活動実施~~予定~~書を…」

【理由】※前掲(準則第 4 の三)のとおり。

### 準則第 9 の 2

「前項の計画期間は、5 年間とする」⇒「前項の~~予定~~期間は、5 年間とする」

【理由】※前掲(準則第 4 の三)のとおり。

### 準則第 9 の 3

「…活動実施計画書を変更…」⇒「…活動~~予定~~書を変更…」

【理由】※前掲(準則第 4 の三)のとおり。

### ⑥準則第 11

「…必要に応じ、活動実施計画書について…」⇒「…必要に応じ、活動~~予定~~書について…」

【理由】※前掲(準則第 4 の三)のとおり。

### ⑦様式第 1 号 様式一報告 1 枚目及び 2 枚目

「活動区間」⇒「活動河川」 ☒ 限定的な活動範囲の場合は区間を記載

【理由】※前掲（準則第 6 の一）のとおり。

⑧様式第 1 号 様式一計画 1 枚目

「指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書」⇒「指定後おおむね 5 年間の活動実施予定書」

【理由】※前掲（準則第 4 の三）のとおり。

3.②「…活動する河川の区間と…」⇒「…活動する河川の区間と…」

【理由】※前掲（準則第 6 の一）のとおり。

⑨様式第 1 号 様式一計画 2 枚目

「貢献度（活動方針、協力姿勢）」⇒「実績度（活動方針、協働方針）」

①活動方針

「※河川管理への貢献を含め…」⇒「※河川管理への活動実績を含め…」

②「河川管理への協力姿勢」⇒「河川管理への協働方針」

「…河川管理への協力姿勢を…」⇒「…河川管理への協働方針を…」

【理由】従前からの市民団体等との連携に関わる「パートナーシップ」や「協働」の考え方にに基づき、適切な用語に訂正すべきです。

以上

河川協力団体全国協議会  
「河川協力団体制度の改善に関わる要望書」作成チーム

50 音順

伊藤 浩子(全国川ごみネットワーク / 関東)  
金子 博 (NPO 法人パートナーシップオフィス / 東北)  
風間 ふたば(山梨大学、Yamanashi みずネット、全国水環境マップ実行委員会)  
近藤 朗 (愛知・川の会 / 中部)  
堺 かなえ(事務局/ NPO 法人全国水環境交流会・NPO 法人多摩川センター / 関東)  
佐山 公一(みずとみどり研究会 / 関東)  
菅谷 輝美(副代表幹事 / 新河岸川水系水環境連絡会 / 関東)  
福澤 浩(NPO 法人天竜川ゆめ会議 / 中部)  
三井 元子(副代表幹事/ NPO 法人エコロジー夢企画・NPO 法人あらかわ学会 / 関東)  
山道 省三(代表幹事 / NPO 法人全国水環境交流会・NPO 法人多摩川センター / 関東)